

社会福祉法人皆野町社会福祉協議会 事務局規程

(目 的)

第1 条 この規程は、社会福祉法人皆野町社会福祉協議会定款第3 4条第3項の規定に基づき、この法人の事務局（以下「事務局」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(事務局の職員)

第2 条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 次 長
- (3) 係 長
- (4) 主任又は福祉活動専門員
- (5) 主事又は主事補

2 必要があるときは、前記の職員の他嘱託等を置くことができる。

(職 務)

第3 条 事務局長は、会長の命を受けて事務局の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

2 次長は、上司の命を受け事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 係長は、上司の命を受け担当の事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。

4 その他の職員は、それぞれ上司の命を受けて所属の事務に従事する。

(事 務 局)

第4 条 事務局の事務を分掌して処理させるため、次の係を置く。

- (1) 庶務係
- (2) 事業係

(所掌事務)

第5 条 事務局は次の事務を掌る。

○ 庶務係

- (1) 理事会、評議員会及び各委員会に関すること。
- (2) 定款及び諸規程に関すること。
- (3) 公印の管守に関すること。
- (4) 人事及び福利厚生に関すること。

- (5) 給与及び旅費等に関する事。
 - (6) 文書の收受、発送、編集及び保存に関する事。
 - (7) 会員の入退会及び台帳管理に関する事。
 - (8) 事業計画に関する事。
 - (9) 予算の編成及び経理並びに決算に関する事。
 - (10) 収入及び支出に関する事。
 - (11) 現金、その他の出納に関する事。
 - (12) 財産の管理及び処分に関する事。
 - (13) 積立金に関する事。
 - (14) 物品の購入、管理及び処分に関する事。
 - (15) 主管事務の統計に関する事。
 - (16) 機関紙の編集及び発行に関する事。
 - (17) 車の運行に関する事。
 - (18) その他一般事項に関する事。
- 事業係
- (1) 社会福祉を目的とする事業の調査及び研究に関する事。
 - (2) 社会福祉を目的とする事業の総合的企画に関する事。
 - (3) 社会福祉を目的とする事業の連絡調整に関する事。
 - (4) 社会福祉を目的とする事業の普及、宣伝及び啓蒙に関する事。
 - (5) 福祉団体との連絡及び育成に関する事。
 - (6) 歳末たすけあい事業及び共同募金事業への協力に関する事。
 - (7) 日本赤十字社事業に関する事。
 - (8) ボランティアの育成に関する事。
 - (9) ボランティア保険に関する事。
 - (10) 心配ごと相談に関する事。
 - (11) 法律相談に関する事。
 - (12) 生活福祉資金に関する事。
 - (13) 福祉資金に関する事。
 - (14) 長生クラブ連合会、身体障害者福祉会、遺族会、赤十字奉仕団の事務局に関する事。
 - (15) その他社会福祉を目的とする事業等の実施に関する事。

(委 任)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成2年4月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月26日から施行する。

社会福祉法人皆野町社会福祉協議会組織図

